

玉津防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

災害時初動対応マニュアル

地域おたすけガイドの作成にあたって

- ◎地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。
- ◎災害時は周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ◎訓練を通して繰り返し検証して、玉津地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。
- ◎毎年一回は総会等で確認する機会を設けましょう。

2026年2月改訂

玉津防災福祉コミュニティ

目 次

玉津地域の主要施設・設備等	1
地域で準備しておくべきこと	2
災害発生時の連絡体制	3
玉津防コミ LINE オープンチャット使用方法	4
資機材庫収納品リスト	6
風水害発生時における災害対応	7
地震発生時における災害対応	8
簡易避難者カード・避難者調査票・避難世帯リスト	11
災害活動シート	14
＊No.1 情報収集・伝達	14
＊No.2 安否確認	15
＊No.3 自力での避難が困難な人の避難支援	16
＊No.4 救出・救護活動	17
＊No.5 消火活動	18
玉津防災福祉コミュニティエリア 防災マップ	19

災害発生時や緊急時の連絡先

西区役所	☎940-9501	玉津地域交流センター	☎925-3253
玉津支所	☎965-6400	玉津第一小学校	☎928-3790
消防署【緊急】	☎119	玉津中学校	☎918-2266
神戸西消防署	☎961-0119	出合小学校	☎928-5516
警察署【緊急】	☎110		
神戸西警察署	☎992-0110		
西建設事務所	☎912-3750		
N T T	☎113		
水道	☎733-6601		
下水	☎752-1700		
大阪ガス	☎0120-7-19424		
関西電力	☎0800-777-3081		

玉津地域の主要施設・設備等

※P.17防災マップ参照

防コミ運営本部 設置場所	玉津地域交流センター ☎078-925-3253		
近隣の 避難所	【防コミ運営本部設置基準】 ・地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。 ・特別警報が出された場合。 ・大雨等で神戸市に洪水や土砂災害の避難情報等が発表された場合。		
	玉津第一小学校 ☎078-928-3790 ※《洪水時》玉津町二ツ屋（櫛谷川以東）からの避難については、 河川がはん濫したら、玉津中学校へ避難		
	玉津中学校 ☎078-918-2266		
	出合小学校 ☎078-928-5516		
各自治会の 活動拠点	宮下自治会	宮下自治会館	
	田中自治会	田中自治会館	
	長畑自治会	長畑自治会集会所・金尾塚公園など	
	居住自治会	居住集会所	
	小山自治会	小山公会堂・小山公園 など	
	日輪寺市住自治会	市営日輪寺住宅集会所	
	二ツ屋自治会	二ツ屋自治会館	
	丸塚自治会	丸塚自治会館	
	天が岡自治会	天が岡自治会館・花園ホーム など	
福祉避難所	玉津地域交流センター ☎078-925-3253		
防災資機材庫 設置場所	二ツ屋中公園 ※収納品についてはP.5 参照		
災害時給水拠点	宮下公園貯水槽	持子公園貯水槽	
玉津 地域交流センター 鍵所有者			

玉津地域交流センターは「福祉避難所」に指定されています

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者のうち、介護保健施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方を受け入れる施設として、市内の地域交流センター等を「福祉避難所」に指定しています。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではないため、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難することになります。

地域で準備しておくべきこと

地域防災体制・機能の強化		確認欄
①防災組織・連絡体制の整備 ※P.3 参照		
各自治会で、役員をはじめ非常時に災害対応活動を担うメンバーや、その活動拠点を決めておく。		
非常時に玉津地域交流センターに駆けつけ、防コミ運営本部を立ち上げるためのメンバーを決めておく。		
災害発生時に的確な行動がとれるよう、定期的に消火訓練、避難訓練、避難所開設訓練等を企画・実施しておく。		
非常時に連絡が取り合えるよう、防コミ役員や各自治会の名簿・連絡網等を整理する。 各自治会長と主要メンバーは「LINE」のオープンチャット「玉津防コミ」に入室（参加）しておく。 ※P.4 参照 ※学校現場向け連絡アプリ「すぐーる」の活用なども検討する。		
②災害時に利用できる資機材等の管理 ※P.6 参照		
二ツ屋中公園に設置されている防災資機材庫の鍵の保管場所や所有者、庫内の収容品及びその状態を確認しておく。		
③災害時要援護者支援体制の整備		
民生委員等と協力し、各自治会で避難支援が必要な人の対応について協議しておく。		
災害時要援護者の情報が整理された場合は、その名簿の保管場所や取り扱い方法を決めておく。		

風水害・洪水等への備え		確認欄
①早めの避難の呼びかけ		
河川の洪水による浸水想定区域内の住民に、災害発生前に早めの避難の呼びかけが行えるよう、各自治会で判断基準や体制について協議しておく。		
②その他		
河川・側溝の詰まりや倒木のおそれ、道路のひび割れ等、災害発生時を想定して気になる場所があれば、関係部署へ知らせておく。 ※神戸市の LINE 公式アカウントから報告することも可能▶		
非常時に役立つ情報を収集するため、災害用のアプリを事前にダウンロードしたり、河川モニタリングカメラの視聴方法等を確認しておく。 ※櫛谷川 二ツ屋橋 上流右岸 モニタリングカメラ▶		
河川の洪水による浸水想定区域外へ逃げ遅れた住民の一時的な垂直避難場所の確保を目指す。 ⇒地域内の頑丈な建物について、行政との連携のもと、所有者に働きかける。		

各家庭への意識啓発		確認欄
河川の洪水による浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所までの経路など、それぞれの家庭でハザードマップ等を確認しておくよう、各自治会が中心となって意識啓発を行う。 ※P.19 参照		
備蓄や家の中の地震対策、災害時に活用できる伝言サービスの使い方など、日頃から各家庭で災害への備えをしておくよう意識啓発を行う。 ※別紙「玉津地域 災害発生時の各家庭での対応」参照		

災害発生時の連絡体制

防コミ運営本部に向かう人 【玉津地域交流センター】

役 職	氏 名	電話番号

避難所に向かう人 【玉津第一小学校】

役 職	氏 名	電話番号

田中自治会 【田中自治会館】

役 職	氏 名	電話番号

長畑自治会 【長畑自治会集会所・PASIO 玉津駐車場】

役 職	氏 名	電話番号

居住自治会 【居住集会所】

役 職	氏 名	電話番号

小山自治会 【小山公会堂・小山公園】

役 職	氏 名	電話番号

日輪寺市住自治会 【市営日輪寺住宅集会所】

役 職	氏 名	電話番号

二ツ屋自治会 【二ツ屋自治会館】

役 職	氏 名	電話番号

丸塚自治会 【丸塚自治会館】

役 職	氏 名	電話番号

天が岡自治会 【天が岡自治会館・花園ホーム】

役 職	氏 名	電話番号

宮下自治会 【宮下自治会館】

役 職	氏 名	電話番号

玉津防コミ LINEオープンチャット使用方法

大勢の人がトークルーム内で情報共有できます。

友だち登録不要で、プロフィール（名前）を自由に設定して使用できます。

大災害が発生した際、玉津防コミのメンバーで助け合うためのツールとして、活用できます。

入室方法 ※LINE未使用の方は、事前にアプリのインストールが必要

①LINEから「QRコードリーダー」を開き、下記QRコードを読み込む



※QRコード読み取り以外で入室はできませんのでご注意ください

※LINEオープンチャット上でトークルームを検索できないように設定

②「新しいプロフィールで参加」をタップし、【名前@自治会名】を入力し、参加をタップ



※情報を共有した方がよい人は、各自がLINEに招待できる

活用方法 ※地区内でご自身の目で、以下のような状況を確認した場合、その内容をルームに簡潔・正確に書き込むとともに、119番通報して下さい。

①各自治会から本部への情報集約 【LINEオープンチャットを活用】

- ・ 隣の家が倒壊している、煙が上がっている、などの**災害情報**
- ・ ケガをした人がいる、閉じ込められた人がいる、などの**人の情報（支援要請）**
- ・ 道が塞がれている、電線が切れている、などの**危険情報**
- ・ トイレが使える、水が出る、資機材や備蓄物資などの**役立つ情報**

②本部からの伝達情報の発信 【LINEのノート機能を活用】

- ・ 支援物資の情報、避難者の情報、応援要請 など

※注意事項：①**大切な情報を埋没させない**ために、「了解」などの返答の書き込みは不要

②SNSの情報が**人の生死**に直接かわります。**虚偽の情報**や**曖昧な情報**は絶対に流さないようにして下さい。

退会方法

① トーク画面右上の 三 をタップ



② 『退会』 をタップ



③ 『トーク退出』 をタップ



防災資機材庫収納品リスト

【所在地】 二ツ屋中公園

【点検日】 年 月 日

【鍵の管理者】

[illegible]

風水害発生時における災害対応

玉津地域では、100 年に 1 回程度の確率で発生する大雨の際に、明石川水系の河川の洪水による浸水想定区域が広く存在するため、日頃から住民の意識啓発や避難の呼びかけ・避難支援の体制づくりなど、早めの避難行動につなげる取り組みが重要となる。

**家が河川の洪水による
浸水想定区域内にある**

避難に時間がかかる人

警戒レベル3で避難

上記以外の人全員

警戒レベル4で避難

河川の洪水による浸水想定区域がある自治会は、民生委員等と協力し、浸水想定区域内の住民に早めの避難の呼びかけや避難支援を行う。
※土砂災害警戒区域も同様

早めの避難！

【災害発生前】

各自治会・防コミ役員・防コミ運営本部	確認欄
各自治会で、住民から緊急避難場所に避難したいという相談を受けた場合は、西区役所（078-940-9501）に連絡を入れる。	
河川の洪水による浸水想定区域がある自治会は、民生委員等と協力し、避難支援が必要な人への声かけや避難支援を行う。特に災害時要援護者の名簿があれば、それを活用する。	
防コミ役員は各自治会長等と連絡をとりあい、状況によっては玉津地域交流センターに本部を立ち上げるなど、災害対応の方針について確認を行う。	
緊急避難場所（玉津第一小学校・玉津中学校）、西区役所等と連絡をとり、避難所の開設状況や避難した人の情報を収集・整理する。	

※風水害は事前に気象警報などで予測されているため、自主避難の呼びかけや避難支援などの活動を行う場合は、災害発生前に完了しておく。災害発生後（発生の恐れがある場合も含む）は、二次災害防止のため、原則として現場活動は行わない。

●新たな防災気象情報（令和8年5月29日から運用開始）

	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	（警戒レベルごとの） 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！> -----			
警戒レベル 4相当	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	避難に時間を要する人は、 早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	レベル1 早期注意情報		災害への心構えを高める

※従来神戸市全域を対象に発表されていた防災気象情報が、令和8年3月17日より、区ごとに発表されることとなった。西区における防災気象情報に注視すること。

地震発生時における災害対応

各家庭・ご近所

- *まず自分の身の安全を守る
- *屋外への避難経路を確保する
- *正確な情報を収集する
- *可能な範囲で近所の人の安否確認や避難の呼びかけを行う
- *家族の安否を確認し、家の中の安全な場所に避難する
- *非常持ち出し袋等を確保する
- *火気や電気を始末する



↓ 自治会役員や活動が可能な住民は災害対応活動の拠点に集まる

各自治会 【自治会館・公園など】

住民の安否や地区の被害状況等の情報を集め、災害対応活動を行う拠点として、各自治会で集合場所・活動拠点を決めておく

安否確認・避難支援

- *安否不明者の確認
- *自力での避難が困難な人の避難支援



救出・救護・初期消火

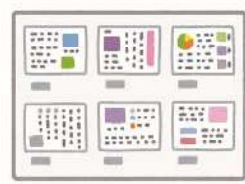
- *被災者の救出
- *負傷者への応急手当
- *初期消火



↓ 活動を通じて得た情報を集約 ↓

情報収集・伝達

- *地区内の被害状況や安否確認情報の収集・整理
- *防コミ運営本部への情報伝達
- *在宅避難している被災者への情報提供



各自治会の状況がある程度落ち着いた段階で、防コミ運営本部に行ける人は玉津地域福祉センターに集まる

各自治会で集約した情報を本部へ伝達

防コミ運営本部 【玉津地域交流センター】

災害対応活動統括

- *各自治会や避難所からの情報の集約・整理
- *各地区の課題に対応するための人員の調整・派遣
- *区役所・消防署・警察署等への情報伝達

避難所の情報を本部へ伝達

災害対応活動に協力できる人員を本部を通じて割振り

地域で集約した情報を行政へ伝達・支援要請

行政機関

区役所・消防署・警察署等

避難所 【玉津第一小学校】

避難所運営

- *避難者の把握
- *避難者からの被害状況や安否確認情報の収集・整理
- *災害対応活動の人員の募集
- *支援物資の配布（自宅待機者含む）

地域外の避難所

- ・玉津中学校
- ・出合小学校 など



避難

【災害発生直後】各自治会

災害対応活動を担うメンバーの集合	確認欄
各自治会の役員を中心に、災害対応活動を担うメンバーは、それぞれの活動拠点に集まる。	
他にも活動が可能な住民がいる場合は、協力してもらえるよう呼びかける。	
情報収集・伝達 ※P.14参照	確認欄
地区内の被害状況や安否確認情報を収集・整理する。	
収集・整理した情報を防コミ運営本部へ伝達する。	
安否確認・避難支援 ※P.15、P.16参照	確認欄
民生委員等と協力し、安否不明者の確認を行う。特に安否確認が必要な人の名簿等を事前に用意している場合は、それらを活用する。	
自力での避難が困難な人（災害時要援護者や障がい者、お年寄り、妊婦、負傷者等）の避難支援を行う。	
救出・救護・初期消火 ※P.17、P.18参照	確認欄
二次災害に注意しながら、防災資機材庫の資機材等を活用し、被災者を救出する。	
被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、可能であれば医療機関へ搬送する。	
地区内の出火場所を確認し、消火器や小型動力ポンプ等、あらゆる消火器具を活用して初期消火を行う。	

※各自治会での状況がある程度落ち着いた段階で、防コミ運営本部に行ける人は玉津地域交流センターに集まる

【災害発生直後】防コミ運営本部

防コミ運営本部の立ち上げ	確認欄
玉津地域交流センターに防コミ役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。	
本部に駆けつけた役員の中から、総括防災リーダーを決定する。	
地域の地図や名簿、メンバーで情報を共有するための機材（ホワイトボードや模造紙等）を準備する。	
各自治会や避難所と連絡を取り合い、地域の被害状況や避難者の情報を収集・整理する。	
収集・整理した情報を区役所、消防署、警察署等に連絡する。	
避難所の立ち上げ	確認欄
玉津第一小学校の教職員や区役所職員と協力して避難所を開設する。	
簡易避難者カードや避難者調査票等を活用し、避難者名簿を作成する。 ※P.11～13 参照	

【災害発生から数時間～3日（72時間）くらい】

防コミ運営本部の運営		確認欄
各自治会や避難所（玉津第一小学校・玉津中学校・出合小学校）等との連絡を通じ、地域内の被害状況等を収集・整理する。		
収集・整理した情報を区役所、消防署、警察署等に連絡し、支援の要請を行う。		
各自治会で必要な災害対応活動の人員が不足している場合は、防コミ運営本部で調整し、応援を派遣する。		
生活情報の収集・周知		確認欄
生活情報を収集し、地域住民へ周知する。		
防火・防犯パトロール		確認欄
パトロール班を結成し、二次災害に注意しながら、交代で地域内のパトロールを行う。		
避難所の運営（玉津第一小学校）		確認欄
避難者調査票を活用し、避難者のより詳細な情報を名簿にまとめる。 ※P. 12 参照		
⇒災害時要援護者に配慮する。 ※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な人、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを他の避難者に理解してもらうことが重要。		
⇒女性や子育て家庭、一緒に連れて避難してきたペットなどにも配慮する。		
⇒福祉避難所を必要とする方について避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。		
長期停電のリスクや高齢者への情報伝達の手段として、掲示板等を活用した紙媒体による情報発信も行う。		
避難所に来た人々から、地域の被害状況や安否確認情報を収集・整理し、防コミ運営本部へ伝達する。		
各自治会で必要な災害対応活動に関して、避難所に来た人々から協力者を募る。		
支援物資は避難所にいる人だけでなく、自宅で待機している人にも行き渡るよう管理・配布する。		

【参考】簡易避難者カード（※初動期）

ふりがな 世帯代表者氏名	(歳)					
情報の使用 どちらかに○	安否確認があった場合、この情報を使用することに… 同意する ・ 同意しない					
住所						
家族 (ここにいる方)	ふりがな 氏名	性別	続柄	年齢	連絡先	備考

簡易避難者カードの活用例

①簡易避難者カードの配布

- *自治会役員等が中心となり、カードを配布する。
- *同時に避難者の数を数える。

②避難者の数の把握

- *自治会役員等が数えた避難者数から、避難者の総数を把握する。

③簡易避難者カードの収集

- *自治会役員等が中心となり、世帯代表者が記入した簡易避難者カードを地区ごとに収集する。
- *安否がすぐに分かるよう、掲示板などにカードを貼ってもよい。

④より詳細な避難者情報の収集

- *避難所の状況が落ち着いてから、避難者調査票（次ページ）を改めて配布・収集する。

【参考】避難者調査票（※避難所生活が長引く場合）

※太枠部分は必ずご記入下さい。

避難所名（ ）

①記入時点		年 月 日 時 分		②入所日		年 月 日	
③代表者氏名				⑧親族 などの 連絡先	氏名		
④住所		〒 -			住所	〒 -	
					連絡先	() -	
⑤電話番号		() -		⑨自宅の被害状況		☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 その他 ()	
⑥電話番号（携帯）		() -		⑩避難場所		☐ 建物内 ☐ 車中泊（避難場所敷地内） ☐ 持参テント（避難所敷地内） その他 ()	
⑦車種・ナンバー							
⑪避難場所滞在理由		☐ ライフライン不通（電気・ガス・水道・電話） ☐ 自宅の片づけができない ☐ その他 ()					
⑫家族構成など				⑬以下に該当するものがあれば 項目を○で囲ってください		⑭備考欄 （病気や食物アレルギーなど）	
フリガナ 氏 名		年齢 続柄					
代表者				ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
	年 月 日生 歳					(退所日、退所先)	
ご家族 様等			続柄	ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
	年 月 日生 歳					(退所日、退所先)	
ご家族 様等			続柄	ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
	年 月 日生 歳					(退所日、退所先)	
ご家族 様等			続柄	ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
	年 月 日生 歳					(退所日、退所先)	
聞き取りメモ（職員記入欄）							
()							
記入者名							

(参考) 避難世帯リスト

	世帯主氏名	住所 (西区以降の住所)	男性 (人数)	女性 (人数)	合計 (人数)	到着時間	帰宅時間
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

西区以外の避難者は都道府県名から住所を記入すること ※避難者が20世帯を超える場合は2枚目以降に記入すること

情報収集・伝達

1. ラジオ、テレビ、スマートフォン等で地震情報等の収集を行う。
2. 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

①ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビほか、スマートフォン等も活用する。

②行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に向くなどして、公開されている情報を収集する。

③各自治会からの情報収集

地域内の被害状況や避難状況等の情報を収集する。

2. 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1. 安否確認情報を収集する
2. 民生委員等と協力し、安否不明者の確認を行う。
また、災害時要援護者名簿があれば、それを活用する。

訪問先での確認手段

1. 建物外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認する。

2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3. ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックする。

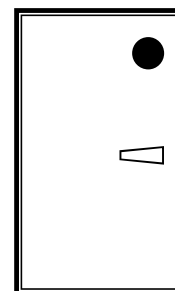
4. 庭、勝手口等の確認

玄関側から状況が把握できないときは、庭、勝手口などからの確認を試みる。

5. 確認シール貼付 ⇒ タオルや無事ですカード等の活用についても今後検討しておく

確認した状況に応じて、玄関ドアの右上付近にシールを貼付し、明示する。

- | | |
|--------------|----------|
| ① 救助支援の必要あり | → 赤色のシール |
| ② 安否確認できず | → 黄色のシール |
| ③ 確認済・支援必要なし | → 緑色のシール |



自力での避難が困難な人の 避難支援

1. 民生委員等と協力し、自力での避難が困難な人の避難支援を行う。
また、災害時要援護者名簿があれば、それを活用する。
2. 自治会の活動拠点に集まった人々から協力者を募り、支援者の割り振りを行う。

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2. 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3. 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4. 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明、避難誘導等の援助が必要。

5. 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6. 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7. 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

8. 負傷者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

救出・救護活動

1. 防災資機材（バール、スコップ、のこぎり、ジャッキ等）を活用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。
3. 安全な場所まで搬送する。

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- ①倒壊建物に取り残されている人がいるか、家族や近所の人から情報を得る。取り残された人が直接助けを求めて声を出す場合もあり、今どのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- ②建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- ③二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2. 二次災害の防止

- ①木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- ②柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- ③火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3. 要救助者の救出

- ①救出に必要な資機材を準備する。
- ②要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業で行う。
- ③要救助者を無理に引き出すようなことはしない。

4. 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

5. 搬送

簡易担架などで安全な場所まで搬送する。

倒壊した建物の内部や近くでの活動は、非常に危険なため二次災害に注意！

消火活動

1. 消火器や耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し、初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- ①火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側を使うなど風向きに注意する。
- ②河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かばないようにする。
- ③ポンプから水面までの高低差は7m以内を目安とする。

2. ホースの延長要領

- ①道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- ②ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3. 送水の時期

- ①ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- ②放水口コックを開けるときはノズルの反動力を考え徐々に行う。

消火活動で燃えている建物内に入ることは非常に危険！絶対に止めること！

小型動力ポンプの使い方

- ①燃料コックレバーを開く。
- ②スロットルダイヤルを「給水・始動」の位置に合わせる。
- ③左側（ティクラー）のノブを引く。
- ④右側（チョーク）のノブを引く。
- ⑤ハンドルを強く引っ張り、エンジンを始動させる。
- ⑥給水レバーを引き上げ、水を吸い上げる。
- ⑦放水弁ハンドルを左に回し、放水を開始する。

